

やなぎ総合法務事務所



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 平日10時～19時
監修：やなぎ総合法務事務所

通信 2月号

発行：やなぎ総合法務事務所

やなぎ総合法務事務所から
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「改正相続税法

配偶者保護 配偶者の居住権について」

このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



やなぎ総合法務事務所 代表 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



皆様、こんにちは！

お正月が過ぎたばかりとと思っていましたが、もう節分となり、暦の上では、春になりました。

とはいえ、まだまだインフルエンザも流行しています。ここで気を付けたいのが、後遺症の発症など、重篤化してしまう“**インフルエンザ脳炎**”ですが、この誘因となるのがなんと**解熱剤**という結果が出ています。自己判断で安易に進めてはいけないのは、お薬も法律も同じですね。何事も、まずは、専門家に相談して、適切な処方をしていってもらいましょう！

改正相続法の目玉“配偶者 長期居住権”について

約40年ぶりの大改正

相続法が約40年ぶりの大改正となりました。今回は、その改正の目玉「配偶者居住権」について解説させていただきます。
超高齢化・核家族化社会を迎えた日本では、高齢となった配偶者の居住権を保護する必要が高まってきました。

例えば、これまでの判例では・・・

亡夫と妻が長年同居していた夫名義の建物について、法律の規定はありませんが、遺産分割協議が終了するまでの間は、妻は無償で居住する権利があるものとして扱ってきました。

協議の結果、建物を相続できなかったら・・・**妻は退去を迫られることも！**

そこで、今回の改正案は、所有権とは別の権利として、今の住居に住むことができる「配偶者居住権(長期・短期)」が新設されました。これにより、配偶者は被相続人名義であった建物に無償で居住することが法律上可能になります。

そして、この居住権の金銭価値は、不動産評価額よりは安価に設定される見込みです。

そのため、遺された配偶者の方は、自宅での居住を継続しながら、その他の財産を取得することができるようになる可能性も高くなります。

多くの家庭で、最も大きな財産が不動産だというご家庭が多くなっています。これまでの法律では、遺産総額の半分以上の価値を居住不動産が占めているといったようなご家庭の場合、法定相続分で考えると（遺産分割協議や遺言でほかの方法を行えたら良いのですが）、配偶者が居住用不動産を遺産分割協議により取得することになれば、ほかの財産を取得することができなくなってしまいます。

そうすると、生活に不安がある・・・こういった場合にも、今回の改正法の効果が出ると考えられています。

もっとも、第三者にこの居住権を主張するには、**登記**が必要です。居住権を取得されたら、登記をしておきましょう！

特別企画

「相続・家族信託セミナー & 無料個別相談会 第3弾」のお知らせ



ご好評頂いております特別企画としまして、

「相続・家族信託セミナー & 無料個別相談会」を開催致します。

今回は、お楽しみ企画スタンプラリーがございます。

スタンプをお集め頂いた方には、ちょっとした贈呈品のご提供もご致しますので、ぜひこの機会にご相談下さい。

【今後のセミナー・個別相談会予定】

第3弾 平成31年2月23日(土)・2月24日(日) “八尾プリズムホール 4階研修室”

今月の出張 セミナー・研修 実績

穴吹興産株式会社 大阪オフィス 様 にて「家族信託セミナー(研修)」実施

不動産業・介護施設業の穴吹興産株式会社様にて、

社員様向けに、家族信託セミナー(研修)をさせて頂きました。

近年増加している信託登記の入っている登記簿謄本の見方、信託物件の売買等契約時の注意事項を始め、信託について解説させて頂きました。

出張セミナー研修も随時承っております。ご希望の団体様は、**0120-021-462** まで。



今月のお客様の声 ご紹介

この他にも、

多数のお声をお寄せ頂き、

誠に有難うございました。

皆様のお声を励みに、

スタッフ一同、

日々精進して

まいります！

羽曳野市お住まいのF様

丁寧な説明により私自身納得し、体力の落ちた両親の為に
我家に訪問して説明してくださり、又懸案だった父の民事信託
契約も問題なしとのこと無事に全うできました。

尼崎市 お住まいのMさん

安心して出来るはずなのにメールで質問と相談の返信と遅くするのにその迅速なご
答へが返信されるには驚きました。

大阪市お住まいのKさん

お礼状を頂いたおかげで家族の絆が深まりました。感謝の意
を込めてお礼です。ありがとうございました。

次回TOPIC
テーマは
“相続税調査”
お楽しみに……

やなぎ総合法律事務所の家族信託・相続サポート
TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

